

入管庁警第134号
令和3年9月3日

入国者収容所長 殿
地方出入国在留管理局長 殿
地方出入国在留管理局支局長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部長 丸山 秀治
(公印省略)

新たに収容する者の健康診断の実施について（指示）

新たに収容する者の健康診断については、被収容者処遇規則第8条のほか、平成30年3月5日付け法務省管警第46号局長指示により、既往歴がある等の特定の被収容者に対する医師による健康診断を入所後速やかに実施すること、また、令和2年3月31日付け入管庁警第52号長官通達により、新規入所者の健康診断のほか、6か月に1回以上の定期健康診断の実施及び医師の判断により診断項目を設定すること等を定め、運用されるものと理解しています。

今般、被収容者の健康状態をより詳細に把握し、被収容者に対して更に適切な処遇を行うため、新たに収容する者に対して行う医師による健康診断を下記のとおり実施することとしますので、実施体制が整い次第、順次対応願います。

おって、実施体制を整えるのに必要な措置と対応開始時期について、令和3年9月17日までに当職（担当：警備課警備係）宛報告願います。

記

1 健康診断の対象者

新たに収容する全ての被収容者。

ただし、入所時に近日中の送還日が確定している等、収容期間が一両日程度（休日を除く。）にとどまることが確実な者については、健康診断を省略しても差し支えない。

また、移収元で健康診断を実施している場合は、移収先における健康診断を省略しても差し支えない。

2 健康診断の実施時期

入所後、原則10日以内に実施すること。

3 健康診断の検査項目

(1) 概要

上記2で行う健康診断の基本項目は下記(2)ア～オとし、カについては、収容から1か月以内に実施すること。

(2) 検査項目

ア 自覚症状の検査

イ 他覚症状の検査

ウ 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT), 血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ (GPT), ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ (γ -GTP), 血清トリグリセライド (中性脂肪), 高比重リポ蛋白コレステロール (HDLコレステロール), 血清総コレステロール (総コレステロール), 血色素量, 赤血球数, ヘマトクリット, 血糖, HbA1c, 血清クレアチニン (eGFR)の検査

エ 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

オ 心電図検査

カ 胸部エックス線検査

なお、上記ア～カは必須項目であるところ、各官署において医師に相談の上、検査項目を追加することを妨げるものではない。

4 その他

(1) 収容期間6か月に1回以上行う定期健康診断の収容期間の計算に当たっては、他の入管収容施設の収容期間を含めること。

(2) 被収容者が健康診断を拒否する場合は、看守勤務者又は医療従事者等において、健康状態の適切な把握のために、これに応じるよう説得すること。

説得に応じず拒否した場合は、その状況を記録しておき、当該拒否の状況等を踏まえて、それ以降の当該被収容者の健康状態の把握等に留意すること。

(3) 運用にあたり、健康診断の実施体制が整わない官署については、速やかに健康診断を実施する体制を整備するとともに、それまでの間は、健康診断の実施体制が整っている官署に移収するなどした上で、当該被収容者に対する健康診断を実施すること。